

岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定

岡山県（以下「県」という。）と県内の各市町村及び消防事務を処理する一部事務組合（以下「市町村等」という。）は、県内に災害が発生し、消防対応が被災した市町村等単独では困難な場合に、広域的な消防応援（以下「広域応援」という。）を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、県内で発生した災害に対して、県と市町村等が協力して広域応援を行うことにより、災害による被害を最小限に抑えることを目的とする。

（対象区域）

第2条 この協定に基づく広域応援を実施する区域は、県全域とする。

（対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条の災害のうち、その規模又は特殊性に鑑み、大規模災害又は特殊災害等広域応援を必要とするものをいう。ただし、平成20年3月31日に市町村等が締結した岡山県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）の対象となるものを除く。

（広域応援計画）

第4条 県と市町村等は、協議の上、広域応援に係る体制及び方法等必要な事項について定める計画（以下「広域応援計画」という。）を決定するものとする。

（広域応援要請及び決定）

第5条 被災した市町村等は、この協定に基づく広域応援要請を県に対して行うものとする。

2 県は、前項の規定による要請を受けた場合は、広域応援計画に基づき、広域応援を決定するものとする。

3 県は、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、第一項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、広域応援を決定することができる。

4 市町村等は、前二項の規定による決定があった場合は、可能な限り広域応援に協力するものとする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく広域応援に要する経費は、原則として相互応援協定の例により負担するものとする。

（その他）

第7条 この協定に関し、定めのない事項又は疑義を生じた事項については、県と市町村等の協議により決定するものとする。

附 則

この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を32通作成し、県及び市町村等が記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

平成31年3月20日

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太

岡山市

岡山市長 大森 雅夫

倉敷市

倉敷市長 伊東 香織

津山市

津山市長 谷口 圭三

玉野市

玉野市長 黒田 晋

笠岡市

笠岡市長 小林 嘉文

井原市

井原市長 大舌 勲

総社市

総社市長 片岡 聡一

高梁市

高梁市長 近藤 隆則

新見市

新見市長 池田 一二三

備前市
備前市長 田原 隆雄

瀬戸内市
瀬戸内市長 武久 顕也

赤磐市
赤磐市長 友實 武則

真庭市
真庭市長 太田 昇

美作市
美作市長 萩原 誠司

浅口市
浅口市長 栗山 康彦

和気町
和気町長 草加 信義

早島町
早島町長 中川 真寿男

里庄町
里庄町長 加藤 泰久

矢掛町
矢掛町長 山野 通彦

新庄村
新庄村長 小倉 博俊

鏡野町
鏡野町長 山崎 親男

勝央町
勝央町長 水嶋 淳治

奈義町
奈義町長 奥 正親

西粟倉村

西粟倉村長 青木 秀樹

久米南町

久米南町長 片山 篤

美咲町

美咲町長 青野 高陽

吉備中央町

吉備中央町長 山本 雅則

津山圏域消防組合

管理者 津山市長 谷口 圭三

笠岡地区消防組合

管理者 笠岡市長 小林 嘉文

井原地区消防組合

管理者 井原市長 大舌 勲

東備消防組合

管理者 備前市長 田原 隆雄